

## 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の課税標準の特例について

中小事業者等が平成30年(2018年)6月6日【事業用家屋、構築物については令和2年(2020年)4月30日】から令和5年(2023年)3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する事業用家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備並びに構築物について、3年間固定資産税の課税標準額がゼロになります。

詳しい内容については、中小企業庁のホームページ等をご確認ください。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

### < 該当法令 >

地方税法附則第64条

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第41項

### < 必要書類 >

課税標準の特例を受けるためには、事前に先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

1. 先端設備等導入計画にかかる申請書及び認定書の写し
2. 工業会等による生産性向上特別措置法の先端設備等にかかる仕様等証明書の写し
3. リース契約書の写し(申告者がリース会社の場合のみ)
4. 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(申告者がリース会社の場合のみ)
5. 先端設備等導入計画認定にかかる固定資産税の課税標準の特例適用チェックシート

必要書類は、償却資産申告書とともにご提出ください。

【問い合わせ先】

八王子市財政部資産税課償却資産担当

電話042-620-7221(直通)